

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

1. 改正のポイント(所得税)

(1)趣旨・背景

2025(令和7)年度改正法(所得税法等の一部を改正する法律)の附則81条等に基づき、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組み(恒久制度)が創設される。

併せて、2024(令和6)年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党の「三党合意」や「足元の厳しい物価高」を踏まえ、時限的に中低所得者(給与所得者の約8割が対象)に配慮した上乗せ措置が講じられる。

その結果、2026(令和8)年・2027(令和9)年における給与所得者の課税最低限は「178万円」まで引き上げられ、また、中所得者の基礎控除も低所得者並みに引き上げられる等、足元の物価高に配慮した措置が講じられる。

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設(恒久制度)

基礎控除が定額の場合、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として実質的な税負担が増加する。こうした課題に対応するため、消費者物価指数(総合)に連動して基礎控除を引き上げる仕組みが創設され、併せて給与所得控除の最低保障額についても同様の措置が講じられる。

今般の改正により、「基礎控除」及び「給与所得控除の最低保障額」は、**それぞれ4万円引き上げ**られる。

②「三党合意」を踏まえた更なる対応(2年間の時限措置)

2024(令和6)年12月の「三党合意」を踏まえ、物価上昇の中で足元厳しい状況にある「中低所得者」に配慮し、時限的に以下の措置が講じられる。

- ・給与所得者の「課税最低限」を**178万円まで引き上げ**(103万円^{※1}から**75万円増**)^{※2}
- ・中所得者(年収665万円以下)についても「基礎控除」を**104万円まで引き上げ**(48万円^{※1}から**56万円増**)

※1「年収の壁」引上げ前の令和6年時点の数値

※2 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持される予定

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容

① 物価上昇に連動して「基礎控除(本則)」及び「給与所得控除の最低保障額」が、それぞれ4万円引き上げられる。

② ①に加え、2026(令和8)年・2027(令和9)年の時限措置として、中低所得者(合計所得金額が489万円以下)を対象に「基礎控除の特例」が42万円まで引上げられ、また、給与所得控除額の最低保障額も5万円引上げられる。その結果、今般の改正により、いわゆる「年収の壁」は、178万円まで引上げられる(2024(令和6)年まで103万円)。

<改正内容のまとめ>

項目	改正内容	
	合計所得金額	控除額等
基礎控除(本則)	①2,350万円以下	58万円 ⇒ 62万円
基礎控除の特例		
2026(令和8)年分	①132万円以下 ②132万円超336万円以下 ③336万円超489万円以下 ④489万円超655万円以下	①:37万円 ⇒ 42万円 ②:30万円 ⇒ 42万円 ③:10万円 ⇒ 42万円 ④:5万円 ⇒ 5万円
2027(令和9)年分		①:37万円 ⇒ 42万円 ②:0円 ⇒ 42万円 ③:0円 ⇒ 42万円 ④:0円 ⇒ 5万円
給与所得控除額の最低保障額(本則)		65万円 ⇒ 69万円
給与所得控除額の最低保証額の特例		
2026(令和8)年分 2027(令和9)年分		新設 5万円

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

今般の改正後の基礎控除額は、以下のとおり。

合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正前		改正後
	令和6年分	令和7年分 ^{※1}	令和8・9年分 ^{※1, 2}
132万円以下 (200万3,999円以下)	48万円	95万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円	104万円 ^{※3}
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)		68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)		16万円	
2,500万円超 (2,695万円超)		0円(基礎控除の適用なし)	

※1 基礎控除の特例による上乗せ額を加算した金額

※2 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

※3 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持される予定

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

今般の改正後の給与所得控除額は、以下のとおり。

給与等の収入金額	給与所得控除		
	改正前		改正後 ※1
	令和6年分	令和7年分	
162万5,000円以下	55万円 (最低保障額)		
162万円5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円 (55万円超～62万円以下)	65万円 (最低保障額)	74万円 ^{※2} (最低保障額)
180万円超 190万円以下	収入金額×30%+8万円 (62万円超～65万円以下)		
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円 (65万円超～74万円以下)		
220万円超 360万円以下		収入金額×30%+8万円 (74万円超～116万円以下)	
360万円超 660万円以下		収入金額×20%+44万円 (116万円超～176万円以下)	
660万円超 850万円以下		収入金額×10%+110万円 (176万円超～195万円以下)	
850万円超		195万円	

※1 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

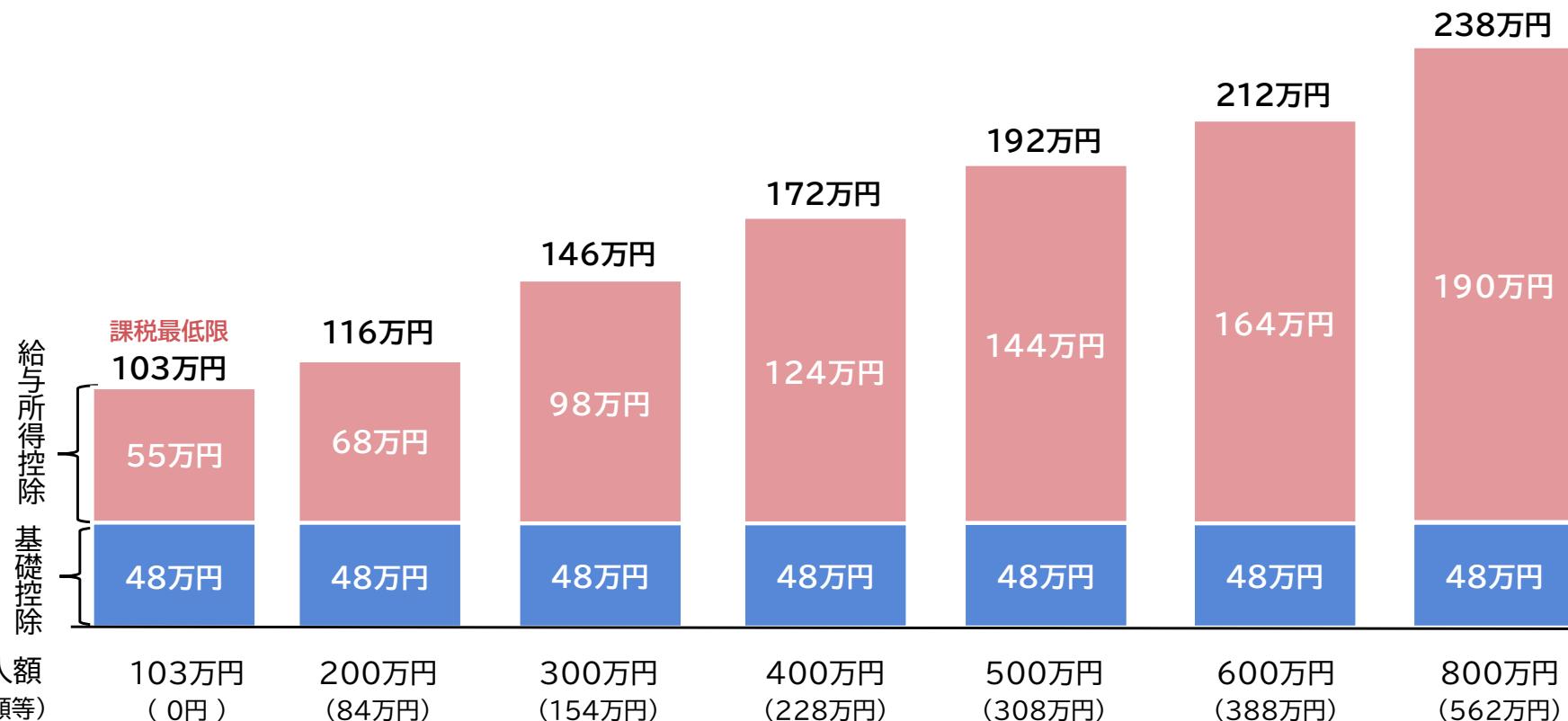
※2 2028(令和10)年分以降においても、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円は維持される予定

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2024(令和6)年分】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定

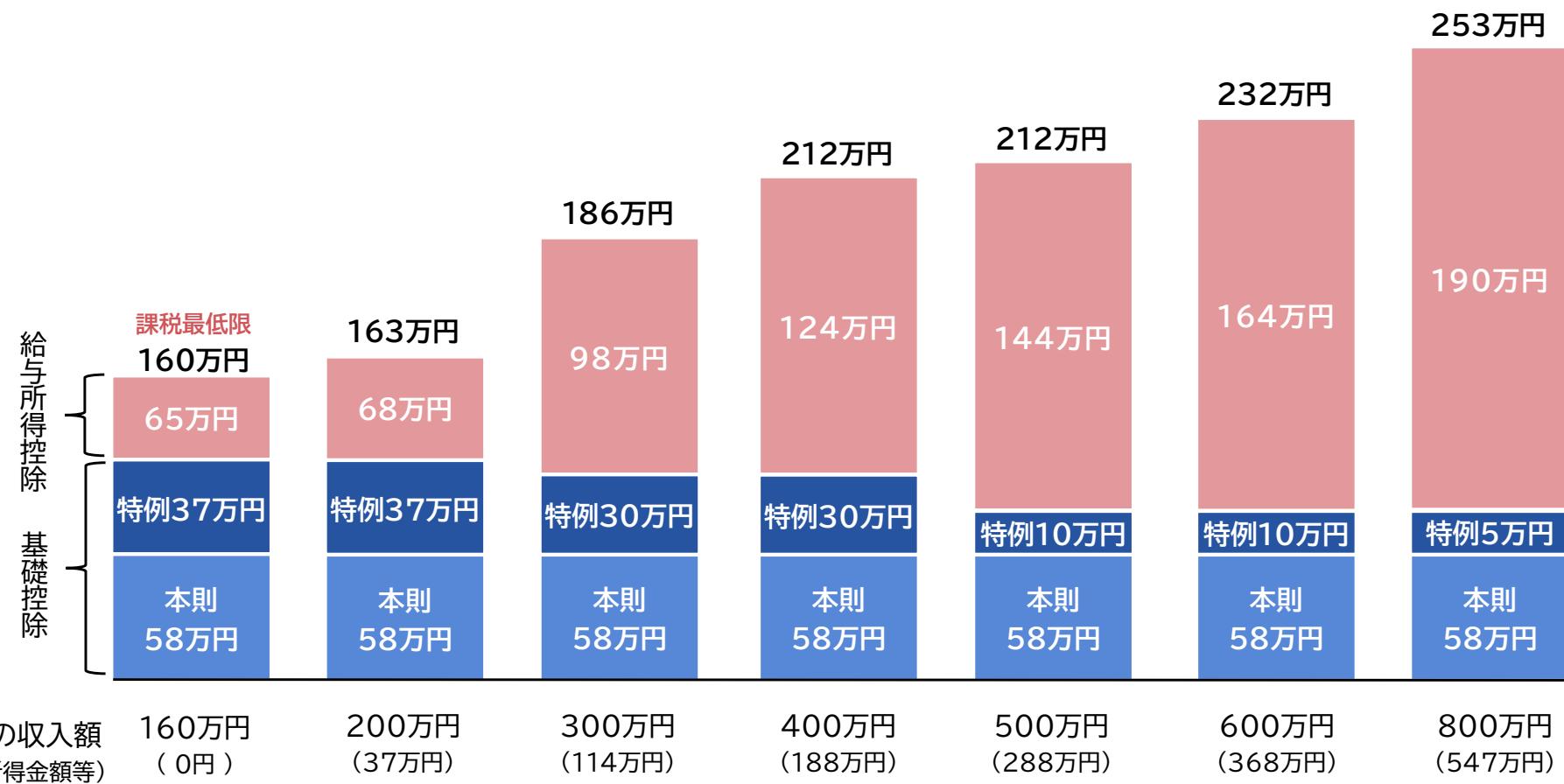


「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2)内容(続き)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2025(令和7)年分】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定

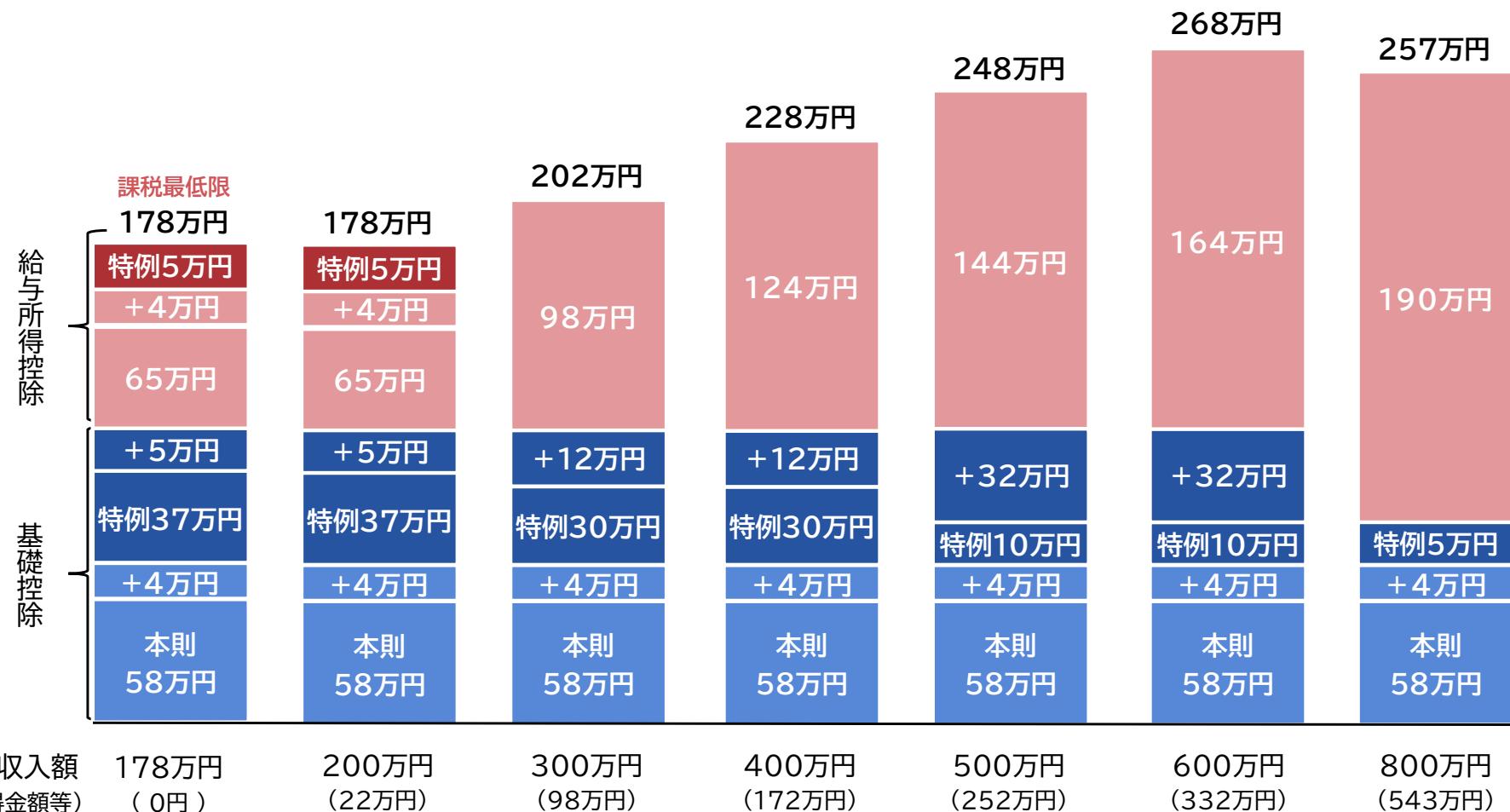


「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2026(令和8)年分・2027(令和9)年分】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

収入が給与収入のみの場合における年収別減税額は次のとおりとなる。

年収	年収の壁が103万円⇒160万円 に引上げられたことによる減税額 【令和7年度税制改正】 ①	年収の壁が160万円⇒178万円 に引上げられたことによる減税額 【令和8年度税制改正(大綱案)】 ②	年収の壁の引上げによる 減税額の累計 ③(①+②)
200万円	24,000円	13,600円	37,600円
300万円	20,500円	8,100円	28,600円
400万円	37,300円	8,100円	45,400円
500万円	20,400円	36,800円	57,200円
600万円	40,900円	73,500円	114,400円
800万円	30,700円	8,100円	38,800円
1,000万円	23,500円	9,400円	32,900円
1,500万円	33,700円	13,500円	47,200円
2,000万円	33,700円	13,500円	47,200円

※所得税(復興特別所得税を含む)及び住民税の減税額を集計

※単身世帯や共働き世帯を想定しており、基礎控除以外の所得控除はないものとして計算

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

③ 今般の改正に伴い、配偶者控除や扶養控除等の所得判定基準がそれぞれ4万円引上げられる。

- 配偶者控除の対象となる配偶者、及び扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。

(参考)給与収入のみの場合における配偶者控除、扶養控除の対象となる者の収入金額の目安
改正前:年収123万円以下 ⇒ 年収136万円以下(令和8・9年)

- 障害者控除の対象となる配偶者、及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。
- 寡婦の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。
- ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。加えて、控除額を38万円(改正前:35万円)に引き上げる。
- 勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額要件が89万円以下(改正前:85万円以下)に引き上げられる。
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円(改正前:65万円)に引き上げられる。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

<人的控除の所得要件等の一覧(令和8・9年)>

項目	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~201万円以下*) ※全額控除できるのは年収160万円以下の場合	1万円~38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 62万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~207万円以下*) ※全額控除できるのは年収169万円以下の場合	1万円~38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円~63万円	扶養親族の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円~63万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額 58万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~188万円以下*) ※全額控除できるのは年収150万円以下の場合	63万円~3万円	一定の親族の合計所得金額 62万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~197万円以下*) ※全額控除できるのは年収159万円以下の場合	63万円~3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円~75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円~75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下 (給与収入のみの場合:年収150万円以下)	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 89万円以下 (給与収入のみの場合:年収163万円以下)	27万円
家内労働者等の特例	-	65万円	-	69万円

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

2. 適用時期（所得税）

- ひとり親控除の控除額における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税について適用される。
- その他の改正は、2026(令和8)年分以後の所得税について適用される。

3. 実務のポイント（所得税）

- 改正初年度の2026(令和8)年については、年末調整から適用される。
- 2027(令和9)年1月1日以後については、給与等の源泉徴収において適用される。
- 配偶者（特別）控除や扶養控除等の判定基準となる合計所得金額等もそれぞれ4万円引上がる。
- 今般の改正で上乗せされた「基礎控除の特例」については、2025(令和7年)度改正において時限措置とされた部分を含め、2026(令和8)年・2027(令和9)年までの時限措置となっている。
- 今後、基礎控除等は、定期的（2年ごと）に見直される（次回は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数（総合）を踏まえ、令和10年度税制改正で見直される予定）。

4. 今後の注目点（所得税）

- 改正法の施行時期（2025(令和7)年度改正は、2025(令和7)年12月1日）。
- 行政における給付や負担の決定に、所得税の合計所得金額等を参照してきた各種制度について、今後、基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、どのような対応が行われるのか。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

1. 改正のポイント（個人住民税）

（1）概要（趣旨・背景）

所得税と同様に、個人住民税についても給与所得控除等の見直しが行われる。

なお、個人住民税については、基礎控除の改正は行われない。

（2）内容

- 給与所得控除について、最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられる。
2027（令和9）年度及び2028（令和10）年度分にあたっては、上記最低保障額に5万円が加算される。
- 配偶者控除の対象となる配偶者、及び扶養控除の対象となる扶養親族の前年の合計所得金額要件が62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げられる。
- ひとり親控除の対象となる子の前年の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下（改正前：58万円以下）に引き上げられる。加えて、控除額を33万円（改正前：30万円）に引き上げる。
- 勤労学生控除の対象となる学生等の前年の合計所得金額要件が89万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げられる。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

2. 適用時期（個人住民税）

- ひとり親控除の控除額における改正は、2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用される。
- その他の改正は、2027(令和9)年度分以後の個人住民税について適用される。

3. 今後の注目点（個人住民税）

- 所得税と同様に、所得・税額等を参考してきた各種制度について、今後、基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、所管省庁において検討し、必要な対応が行われる。